

電力設備からの電磁界対策まとめ －電力設備電磁界対策 WG の報告－

電力設備から発生する電磁界の健康に係る問題は、1979年に米国の報告で、送電線の周囲に住んでいる人たちの健康状態の調査から小児白血病と電磁界強度に関係があるとの報告があり、その後、1995年にわが国の報道番組においてもこの問題が取り上げられて国民の関心が持たれるようになった。

この米国の報告以後、日本を含め世界の関係機関において、調査研究が行なわれてきたが、2007年6月に世界保健機関(WHO)からこの問題に対する環境保健基準が公表された。この発表を受けて昨年6月に、原子力安全・保安部会電力安全小委員会「電力設備から発生する電磁界対策ワーキンググループ」が設置され、本年6月に報告書がまとめられ公表された。このWHOの環境保健基準の内容の要点は、次に掲げるとおりであり、報告書においては、我が国においてもWHO報告書を基本として、諸対策を講じることが提言されている。

- ① 疫学調査では、 $0.4 \mu\text{T}$ (マイクロテスラ)以上の磁界を浴びた場合は小児血病の健康リスクが示唆されているが、疾患が稀なため公衆衛生上の影響は小さく、動物実験による科学的根拠は見られない。
- ② 国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)ガイドラインを遵守するように勧告する。

a 電界については、 5kV/m (50Hz)、 4.2kV/m (60Hz)・ b 磁界については、 $100 \mu\text{T}$ (50Hz)、 $83 \mu\text{T}$ (60Hz)
--

[日本では電界については、電気設備技術基準第27条第1項において、 3kV/m の規制値が定められている。]

なお、詳しくは会誌「電気技術者」9月号の8ページを参照されたい。